

矢板市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

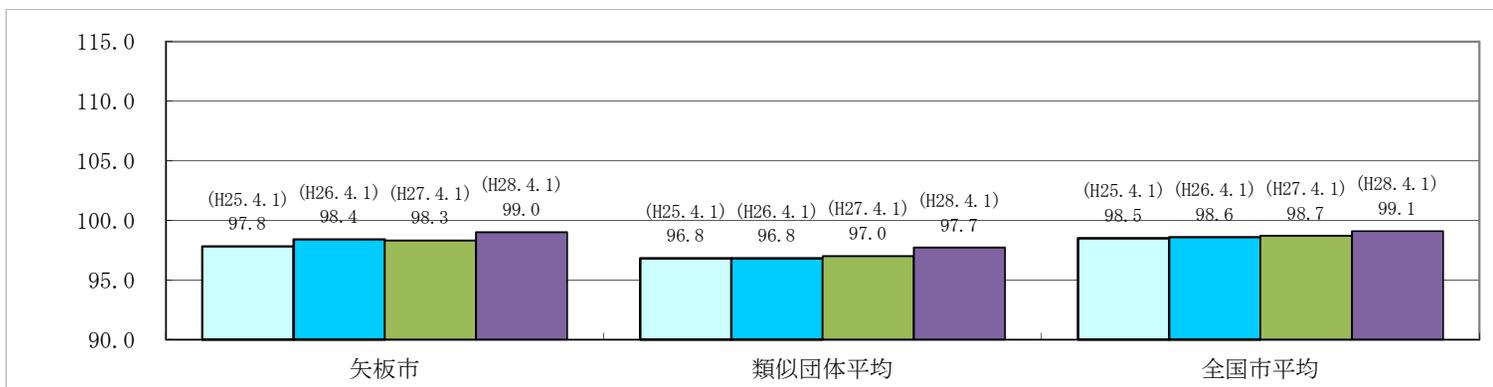
区 分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 26年度の 人件費率
	人	A 千円	千円	B 千円	B/A %	
27年度	33,430	12,803,699	681,060	2,055,937	16.1	15.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費				一人あたり 給与費 B/A	(参考) H26年平均 一人あたり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	225 人	839,589 千円	109,721 千円	320,778 千円	1,270,088 千円	5,645 千円	5,660 千円

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	参考 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A-B	勧 告 (改定率)		
27年度	円	円	円 ()	%	0.17 %	% 0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス指数比較した平均給与月額である。
 矢板市は人事委員会を設置していないため、「人事委員会勧告」欄は記載していない。「②特別給」についても同様。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	参考 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員給与 支給月数 B	較 差 A-B	勧 告		
27年度	月	月	月	月	4.20	月 4.20

（注） 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、給料表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
 （内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平成2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	公 務 員			
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
矢板市	41.3 歳	316,700 円	361,816 円	341,796 円
栃木県	43.3 歳	339,203 円	415,696 円	371,077 円
国	43.6 歳	331,816 円	— 円	410,984 円
類似団体	42.8 歳	320,922 円	374,186 円	345,685 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
矢板市	53.3 歳	25 人	305,400 円	314,260 円	310,116 円	—	— 歳	— 円	—
うち学校給食員	54.5 歳	13 人	308,900 円	314,461 円	310,792 円	調理士	43.6 歳	262,000 円	1.20
うち用務員	53.6 歳	8 人	304,900 円	318,688 円	313,450 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.59
うち自動車運転手	☆ 歳	1 人	☆ 円	☆ 円	☆ 円	自家用乗用自動車運転者	56.9 歳	232,800 円	☆
栃木県	52.0 歳	269 人	344,900 円	394,437 円	371,091 円	—	— 歳	— 円	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	— 円	329,358 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	50.3 歳	18 人	310,133 円	333,546 円	322,626 円	—	— 歳	— 円	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
矢板市	— 円	— 円	—
うち学校給食員	5,137,532 円	3,393,500 円	1.51
うち用務員	5,205,456 円	2,732,900 円	1.90
うち自動車運転手	☆ 円	3,059,900 円	☆

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給与月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などの勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区分		矢板市	栃木県	国
一般行政職	大学卒	176,700 円	183,300 円	176,700 円
	高校卒	144,600 円	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高校卒	143,500 円	146,700 円	— 円
	中学卒	133,700 円	134,000 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（28年4月1日現在）

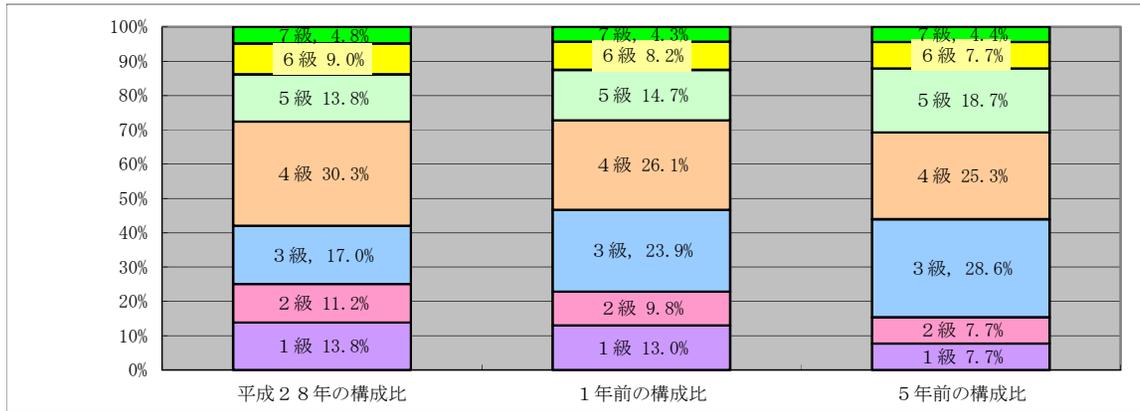
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	231,000 円	321,900 円	364,500 円	387,000 円
	高校卒	— 円	318,800 円	337,300 円	365,000 円
技能労務職	高校卒	— 円	266,700 円	296,000 円	300,200 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	26人	13.8%	140,100円	246,100円
2級	主任の職務	21人	11.2%	190,200円	303,000円
3級	主査の職務	32人	17.0%	226,400円	348,800円
4級	副主幹の職務	57人	30.3%	259,900円	379,800円
5級	主幹の職務	26人	13.8%	286,200円	391,800円
6級	副参事の職務	17人	9.0%	317,000円	409,000円
7級	参事の職務	9人	4.8%	361,300円	443,700円

- (注) 1 矢板市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までに における運用	矢板市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

矢板市		栃木県		国	
1人当たり平均支給額（27年度） 1,457 千円		1人当たり平均支給額（27年度） 1,674 千円			
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.70) 月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75) 月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年4月2日から平成29年4月1日まで における運用	矢板市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

矢板市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続30年	36.105 月分	42.4125 月分	勤続30年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額		16,300 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		0 %		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （26年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当	くらし安全環境課等職員	家畜の処分等	千円	日額1,500円
行旅病人及び行旅死亡人の収容作業に従事する職員の特殊勤務手当	社会福祉課職員	行旅病人及び行旅死亡人の収容作業	千円	行旅病人は1回につき1,000円 行旅死亡人は1回につき1,500円
じんあい処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	くらし安全環境課職員	じんあい処理作業	千円	月額1,500円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	33,261 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	198 千円
支給実績（26年度決算）	30,793 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	180 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （27年度決算）	支給職員1人当たり平均 支給年額（27年度決算）
扶養手当	国と同じ	同		21,306 千円	247,744 円
住居手当	国と同じ	同		7,172 千円	247,303 円
通勤手当	国と同じ	同		9,989 千円	62,431 円
管理職手当	国と同じ	同		29,171 千円	530,387 円
宿日直手当	国と同じ	同		1,033 千円	7,126 円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区分		給 料 月 額 等			
給 料	市区町村長	890,000 円 () 円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	副市長	705,000 円 () 円	1,010,000 円/	440,000 円	552,000 円
報 酬	議長	440,000 円 () 円	500,000 円/	315,000 円	
	副議長	355,000 円 () 円	450,000 円/	265,000 円	
	議員	325,000 円 () 円	420,000 円/	249,000 円	
期 末 手 当	市区町村長	(27年度支給割合)			
	副市長	3.20 月分 () 月分			
	議長	(27年度支給割合)			
	副議長	3.20 月分 () 月分			
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	給料月額×在職月数×支給率(42/100)	17,942,400 円	退職時	
備 考		給料月額×在職月数×支給率(25/100)	8,460,000 円	退職時	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額/月数である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

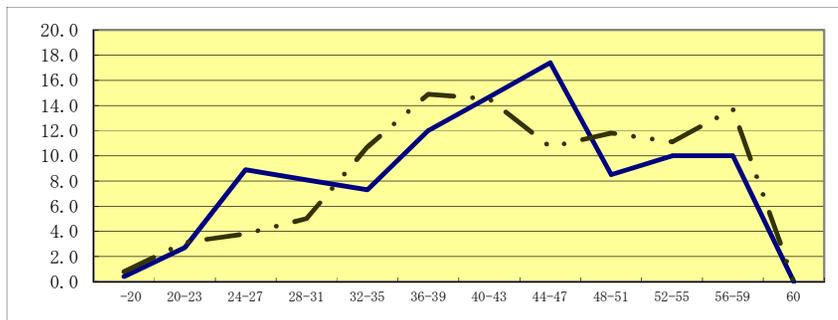
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年度 増減数	主な増減理由	
		平成27年度	平成28年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	△ 1	徴収班を税務課内に統合
		総務	51	51		
		税務	18	17		
		労働	1	1		
		農林	22	22	1	スマート I C 関係業務の増
		商工	5	5		
		土木	20	21		
民生		34	33	△ 1	保育所を民間移譲	
衛生	22	23	1	環境衛生施設関係業務の増		
計	177	177		<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.3 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 7.2 人)		
教育部門	48	49	1	公民館への欠員補充による増		
消防部門						
小計	225	226	1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 6.8 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 9.4 人)		
公営企業等	会計部門	水道	10	10	1	介護制度改正による事務量の増
		下水道	6	6		
		その他	16	17		
		小計	32	33	1	
合計	257	259	2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.7 人		
[条例定数]	[347]	[347]	[]			

(2) 年齢別職員構成の状況 (28年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳		
	未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳		
職員数	人	人	人	人	人	人		
	1	7	23	21	19	31		
		40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人
	38	45	22	26	26	26	0	259



※ 実線…28年度 破線…23年度

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度		24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
部 門	職員数						
一般行政	職員数	178	178	178	177	177	-1 (▲ 0.6)
教 育	職員数	53	53	50	48	49	-4 (▲ 7.5)
普通会計計	職員数	231	231	228	225	226	-5 (▲ 2.2)
公営企業等会計計	職員数	30	30	30	32	33	3 10.0
総合計	職員数	261	261	258	257	259	-2 (▲ 0.8)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	629,592	102,561	36,205	5.8	5.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費18,550千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人あたり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	10	38,611	3,669	14,250	56,530	5,653

(参考) H26 平均 一人あたり給与費
千円 5,268

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
矢板市	41.8 歳	321,761 円	448,535 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

矢板市		類似団体(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(27年度)		1人当たり平均支給額(27年度)	
1,425 千円		千円	
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(1.45) 月分	(0.70) 月分	(1.45) 月分	(0.70) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（28年4月1日現在）

矢板市				類似団体（一般行政職・団体平均等）			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	定・定年	
（支給率）	20.445 月分	25.55625 月分		（支給率）	20.445 月分	25.55625 月分	
勤続20年	29.145 月分	34.5825 月分		勤続20年	29.145 月分	34.5825 月分	
勤続25年	36.105 月分	42.4125 月分		勤続25年	36.105 月分	42.4125 月分	
勤続30年	49.59 月分	49.59 月分		勤続30年	49.59 月分	49.59 月分	
最高限度額				最高限度額			
その他の加算措置				その他の加算措置			
1人当たり平均支給額		— 千円		1人当たり平均支給額			千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績					0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）					0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）					0.0 %
手当の種類（手当数）					0
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （27年度決算）	左記職員に対する支給単価	
			0 千円		

エ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	1,487 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	186 千円
支給実績（26年度決算）	888 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	111 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （27年度決算）	支給職員1人当たり平均 支給年額（27年度決算）
扶養手当	国と同じ	同		1,428 千円	238,000 円
住居手当	国と同じ	同		187 千円	187,000 円
通勤手当	国と同じ	同		744 千円	82,689 円
管理職手当	国と同じ	同		1,250 千円	625,230 円